

各 位

意匠公報等閲覧サービス休止の延長、寄託・調査サービス再開のお知らせ

2020年5月7日

一般社団法人日本デザイン保護協会

はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、医療関係者はじめライフライン維持に携わられている皆様のご尽力に敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

さて、5月4日政府は「緊急事態宣言」の適用期間を5月31日まで延長し、引き続き全国的に外出自粛等の緊急事態措置が講じられ、首都圏等一部地域では「特定警戒」が続くこととなりました。

しかし、一方では、新型コロナウイルスの終息まで長期を要すると想定されることから、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る必要性も表明され、今後徐々に社会経済活動を再開する動きもあります。

そこで、当協会におきましては、こうした状況を総合的に勘案し、会員をはじめとするお客様及び当協会職員の健康と安全を考慮して、接触機会の削減、「三密」回避等の観点から、下記のとおり一部の業務サービスについて引き続き休止を延長することいたしましたので、お知らせいたします。

ただし、休止していた業務の一部については、メールやテレワーク等の一層の活用による接触機会の削減を図ってお客様のご要望にお応えすべきと思料し、サービスを再開することいたしました。

お客様にはご不便、ご迷惑をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 休止する期間 : 令和2年5月7日(木)～5月31日(日)
- 休止する業務サービス : (弊協会事務所へのご来訪を伴う業務をご遠慮いただきます。)
 1. 意匠公報・審判決の閲覧サービス
 2. ご来訪での相談サービス(デザインの保護、寄託、調査等)
- 再開する業務サービス : (弊協会へのご申請、ご相談・調整等をメール・電話、郵送等で行うもの。)
 1. 創作デザインの寄託(寄託・公開の申請/寄託証明書・公知日証明書発行の申請)
 2. カタログの寄託(寄託の申請/公知日証明書発行の申請)
 3. インターネット事実証明(インターネット事実証明書発行の申請)
 4. 意匠調査サービス(意匠権調査/意匠マップ等高度加工サービス)

今後、業務を休止・再開等変更する場合、改めて弊協会ホームページ等にてお知らせいたします。

以上

お問い合わせ先 : (一社) 日本デザイン保護協会 研究センター
03-3591-3031 / research_c@jdpa.or.jp